

多田雅史

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol. 1 4 8】
添付ファイル: Modern Physician Vol.34 No.6 P M D A 2 頁引用文献_依存の問題~常用量依存も含めて (松本俊彦) 着色版.pdf; Modern Physician Vol.34 No.6 長田賢一 他 (テキスト認識) 着色版.pdf; Modern Physician Vol.34 No.6 伊藤敬雄 (テキスト認識) 着色版.pdf; Modern Physician Vol.34 No.6 乾真美 (テキスト認識) 着色版.pdf; Modern Physician Vol.34 No.6 稲田健 (テキスト認識) 着色版.pdf; ベンゾジアゼピン総消費量 (国別) 2016年INCB報告_【改訂版】.pdf

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約300カ所へ送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。
本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1)新規の情報提供希望者が身近におられた場合、**BYA-HPの「お問合せ」**をご紹介ください。
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2)有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3)情報の中で「**拡散すべき情報**」があれば、皆さんの判断で「**転送・SNS拡散**」してください。
- (4)また、皆さんが支援する政党があれば、**ベンゾジアゼピン薬害の実態を政党**にお伝えください。

【目次】

1. 山本太郎 (れいわ新選組代表) 街頭記者会見 千葉県船橋駅南口 2019年12月9日
2. Modern Physician Vol.34 No.6 (平成26年6月発行) (**複数添付**)
3. 睡眠薬と抗不安薬の消費量の相違 (**当会の見解**)

【記事】

1. 山本太郎 (れいわ新選組代表) 街頭記者会見 千葉県船橋駅南口 2019年12月9日
<https://www.youtube.com/watch?v=mQH0yQhnZ88&feature=youtu.be>

れいわ新選組代表の山本太郎氏の街頭演説において、当会会員のS氏が山本氏に質問をしている。ベンゾジアゼピン薬害について訴えたが、山本氏は状況をよく理解できていない。向精神薬に関する知見が無いようだ。山本氏の発言で、「松本の街頭演説で、NZのウェイン氏も同様な質問を行ったようだ。**質問している時間は29:00分頃である。**

2. Modern Physician Vol.34 No.6 (平成26年6月発行) (**複数添付**)

新規に当会へ参加されている方々のため、すでにお送りした医学文献も再送したい。
今回は、Modern Physician Vol.34 No.6 (平成26年6月発行)の特集「睡眠薬・抗不安薬の適正使用を考える」である。

- (1) 巻頭言 (東海大学、山本賢司)
- (2) 依存の問題 (NCNP、松本俊彦)
- (3) 日本と海外での睡眠薬・抗不安薬の違い (日本医科大、伊藤敬雄)
- (4) 多剤併用の問題 (東京女子医大、稲田健)
- (5) 抗不安薬の使用前に確認すべきこと (いわき開成病院、乾真美)
- (6) 抗不安薬の適切な使用方法 (聖マリアンナ医科大、長田賢一)

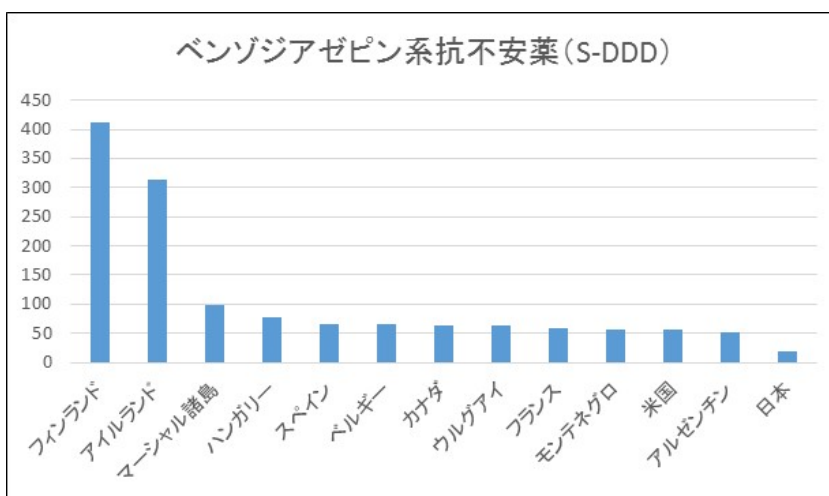
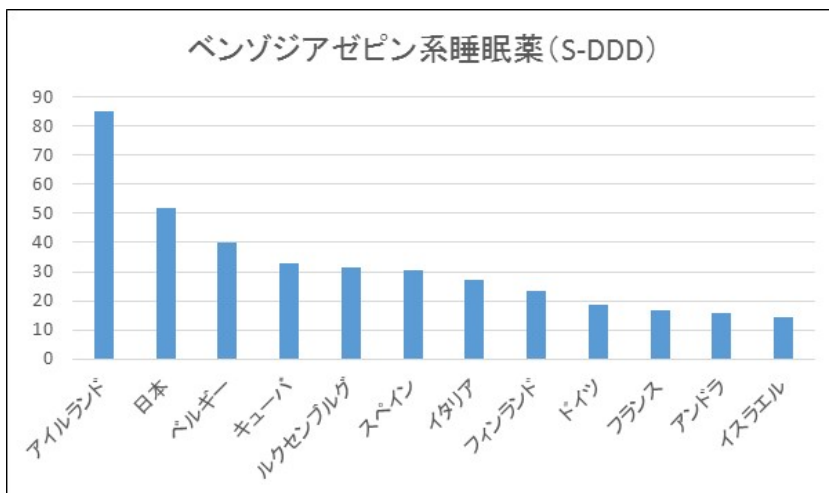
本書の発行年は平成26年（2014年）であり、我が国のベンゾジアゼピン医薬品添付文書が改訂されたのは平成29年（2017年）である。上記の特集「睡眠薬・抗不安薬の適正使用を考える」が発行されてから、実に3年も経過して、やっとMHLWは添付文書の改訂を指示している。どうして、このように日本の医療安全行政は遅滞しているのだろうか？

それとも、MHLWやPMDAの担当者は、上記の医学文献を見てから、初めて、添付文書の改訂作業に取り掛かったのであろうか？

なお、上記の医学文献(6)には、1980年代に英国でベンゾジアゼピン薬害訴訟が原告14,000人で提訴されていることが掲載されている。最終的に、利害関係の対立により、訴訟は取り下げられたらしい。

3. 睡眠薬と抗不安薬の消費量の相違（当会の見解）

（BYA）【情報 Vol.1 4 4】で示した睡眠薬と抗不安薬の1日1000人当たりの処方量は下図のとおり、傾向が異なり、「日本ではベンゾジアゼピンは睡眠薬として多用されており、抗不安薬としては少ない」という論文があるが、当会は実態は異なると考える。その傾向が異なる原因は、『ベンゾジアゼピンの診療報酬請求において、医療者が「睡眠薬」と「抗不安薬」を明確に区別して請求していないため』と考えている。つまり、ベンゾジアゼピンの処方の際に、医師が2つの適応を区別せずに処方している、又は、区別せずに診療報酬請求している（レセプト病名が杜撰）のいずれかであろう。したがって、「睡眠薬」と「抗不安薬」の処方量の違いを議論しても、意味がないことである。



出典：向精神薬2016年（INCB）

Psychotropic Substances 2016 INTERNATIONAL NARCOTICS CONTROL BOARD (P134-P142)



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史

協議会の連絡先

愛知県及び東京都に連絡先を置く

愛知県（暫定仮）

柴田・羽賀法律事務所

〒461-0001 名古屋市東区泉1-1-35

ハイエスト久屋5F Tel : 052-953-6011

